令 和 5 年 度

事　業　計　画　書

自　令和５年　４月　１日

至　令和６年　３月３１日

社会福祉法人

栗 原 市 社 会 福 祉 協 議 会

「共に支え、共に助け合い、共に生きる」地域の創造

【令和５年度　基本方針】

栗原市社会福祉協議会の財務環境は、年々厳しさを増しており、抜本的な運営改革として、平成２７年度から第１次「改革推進（改革・改善）プラン」を、令和２年３月に第２次「改革推進（改革プラン）」の本編を策定し、令和２年１０月には、その具体的な「職員配置計画」「財政計画」を策定いたしました。

この計画は、これからの本会における組織経営（運営）の指針となるものでありますが、各年度の目標、計画値（指数）を達成していくことが前提条件の計画であります。

この計画に基づき、令和４年度はデイサービスセンターを５事業所から４事業所体制とし、さらには相談支援事業を拡大し、障害児も相談支援の対象とするなど改革を進めてまいりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症による事業所の減収に加え、原油高騰による電気料金、燃料費等の大幅な引き上げ、さらには、印刷費や紙代など事務用品の高騰も重なり、事業所のみならず、法人運営や地域福祉活動も苦しい運営を強いられております。

特に、訪問介護・居宅介護事業は想定を超える苦しい運営となり、役員懇談会や支部会議での意見を踏まえ、今後、新規の利用者は受け入れず、利用者がいなくなった時点で事業所を廃止することを本会として組織決定をしましたので、今後は、この方針に基づき、取り組みを進めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症も終息には至っておりませんが、マスク着用の取扱いの見直し、感染症法上の位置付けが２類から５類へ移行するなど、社会全体が変化しつつあります。

本会としましても、令和５年１月には、このままでは、事業や活動の継続・継承が困難になることを危惧し、「ウィズコロナ宣言」をしたところでありますが、この３年間のあり方や態様は、今後の組織の活動のみならず、個人の行動や生活様式にも大きな影響を及ぼすことは確実であります。

このことから、本会がこれまで長年をかけて取り組み、推進をしてきた「人と人が集い、会話をし、時間を重ねること」が益々重要になりますので、このことを胸に刻み、地域での事業や活動の再開に向け、しっかりと支援をしてまいります。

また、社会情勢の多様化など地域を取り巻く環境も大きく変化しており、お互いに支え合える地域づくり（地域共生社会）の実現が求められております。

そのような中で、今、社会福祉協議会に求められることは何か、地域の皆さんが社会福祉協議会に望んでいることは何かを、敏感に、そして的確に把握すると同時に、社会福祉協議会は何をしているところかを本会からも強く発信していくことが重要でありますので、新たな情報発信について導入を進めてまいります。

限られた財源、人材の中で、本会が持続可能な組織となるために、令和５年度は、組織のあり方、今後の地域福祉活動のあり方、本会の事業経営の将来像の検討を進め、第３次「改革推進（改革プラン）」の策定に向けたスタートの年として位置付け、取り組んでまいります。

【重点目標】

１.地域福祉活動計画事業の展開（事業や活動の再開に向けた支援）

２.改革推進業務への取組み

３.財政運営の基盤確立

４.介護保険事業・障害福祉サービス事業の安定化

５.受託事業・指定管理業務への取り組み

Ⅰ．法人運営部門

法人運営部門は、社会福祉協議会の組織全体の運営管理、財務を担当していますが、これまでの社協経営システムが崩れてきている中で、原油高騰による電気料金、燃料費等の高騰に加え、印刷費やコピー用紙など事務用品も高騰しており、本会の経営を圧迫しております。

これまで、本会が進めてきた改善による効果も、それを上回る想定外の負担が発生しており、これらの抜本的な対応が急務になっておりますので、新たな視点での見直し、アプローチ、費用抑制や収入の確保を検討・実践し、安定した足腰の強い組織運営を目指してまいります。

また、同時に、職員ひとりひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働ける環境を作るとともに、本会の現状について共通認識を持ち、それぞれの職員がモチベーションを上げ、働きやすい職場作りに取り組んでまいります。

１．組織運営

・評議員会　・理事会　・監査会　・役員懇談会
・正副会長会議　・支部長会議　・評議員選任・解任委員会ほか委員会

２．法令遵守の推進

・社会福祉法及び関連法令の遵守
・栗原市（所轄庁）への届出等法務に関する業務
・個人情報の保護等に関する事務

３．人材育成及び人事管理

・キャリア形成支援、エキスパート（熟練者・専門知識者）の育成
・内部研修の充実、外部研修への積極的派遣

４．財務管理及び基金運用

・事業収入の確保、事業経営の安定化
・経費節減・合理化等による財政の健全

５．プロジェクト

・改革推進プロジェクト（事務･事業の検証、分析、検討）
・規程改編プロジェクト（定款、規程、要綱等の改正）

６．災害支援本部の設置運営

・危機管理体制の整備
・新型コロナウイルス感染予防についての対応

７．施設・設備等の管理

・築館社会福祉センター及び福祉複合施設の維持・管理
・その他施設･設備等の管理
・公用車等の整備・管理

Ⅱ．地域福祉活動推進部門

新型コロナウィルス感染症の拡大に伴い、この３年間地域福祉部門としても、難しい期間を過ごしてまいりました。各地区においても、支部活動や地区社協の活動など、戸惑いながら、ブレーキを掛けつつの状況が続いておりました。

これから新型コロナウィルス感染症は、第２類から第５類への移行し、社会の様々な活動は、「通常」にシフトしていきます。いよいよ活動再開の時期がやってきたと感じています。

これまで、中止や自粛、縮小をしておりましたが、地域での事業や活動について、再開していくことが望まれており、本会としましても、しっかりと支援・サポートをしていきたいと考えております。地域とともに、一緒に汗をかきながら、地域福祉活動を進めてまいります。

また、令和４年度は、新たな情報発信について、調査研究を進めてまいりました。令和５年度は、それを形にし、ホームページの更新・インスタグラムの導入を行い、地域活動の「見える化」を進め、地域活動の再スタートを後押ししていきたいと考えます。

１．地域福祉推進事業

⑴　会員加入推進
- 推進委員研修会
- 企業訪問（新規・継続加入）
- 推進委員・奉仕委員合同会議

⑵　支部活動の充実と支援
- 支部長会議
- 支部会議
- 支所業務の充実

⑶　地区社会福祉協議会の充実と支援
- 地区社会福祉協議会の設置推進
- 地区社会福祉協議会会長会議（各支部）
- 出前講座事業

⑷　防災、災害支援事業
- 福祉防災まっぷ作成事業の推進（フォローアップ事業含む）
- 災害ボランティアセンター設置運営訓練・研修会
- 防災・減災学習事業（東北福祉大学と共催）
- 災害見舞金の交付（地震、風水害、その他の異常な自然現象又は火災による災害の被災者に対して贈呈）

⑸　ボランティアセンターの運営、ボランティア活動の推進
- 寝雪バスターズ事業（花山支部事業　⇒　地域福祉課支援）
- くりはら・ひまわり・げんきプロジェクト
- 技術養成ボランティアスクール
- ボランティア保険加入受付事務

⑹　市民の福祉を考えるつどい（５年毎　⇒　令和７年度開催）

⑺　歳末たすけあい配分事業

・しあわせな地域づくり事業（助成対象：ボランティア（団体・個人））

・地域支援事業（支部）

①　歳末見守りひと声運動の実施（令和３年度事業の総括を踏まえて）

②　見守り安否確認事業

③　会食型　食事サービス事業

④　世代間交流事業

２．企画調査、広報事業

・社協だより（年４回発行：５月、７月、１０月、１月）

・支所だより（年４回発行：５月、８月、１１月、２月）

・ボランティアセンターだより「ぼらぼら通信」（年４回発行）

・情報発信（ホームページ更新・インスタグラム導入）

・広報編集会議

３．青少年、こども育成事業

・福祉教育推進事業（市内小・中学校・高等学校対象）

・キャップハンディ体験学習事業

・「福祉活動に関する標語・ポスター・書道」作品募集事業（市内小・中学校対象）

・世代間交流事業（高齢者とこどもの交流　支部事業）

４．高齢者、障害者支援事業

⑴　高齢者支援事業

・高齢者食事サービス事業（配食型）　築館・高清水・一迫

・世代間交流事業（高齢者とこどもの交流　支部事業）

⑵　障害者支援事業

・朗読テープ貸出事業（市広報・市議会だより・市社協だより）

５．相談・生活支援事業

⑴　総合相談事業

・総合相談事務・事業（生活相談・電話相談・合同相談・巡回相談）

・相談員全体研修会

⑵　貸与事業

・福祉用具貸与事業（車イス）

⑶　権利擁護事業

・栗原地域福祉サポートセンター(まもりーぶ栗原)の運営

６．貸付事業

⑴　生活安定資金貸付事業

⑵　応急援護資金貸付事業

⑶　生活福祉資金貸付事務（県社協委託事業）

７．福祉団体等関連

⑴　宮城県共同募金会栗原市共同募金委員会　⇒　社協との連携

・運営委員会、審査委員会の運営

・街頭募金、イベント募金活動の展開、関連会則等の改正

⑵　栗原市ボランティア連絡協議会運営事務

⑶　栗原市福祉団体事務委託
・市老人クラブ連合会
・市遺族会
・市身体障害者福祉協会

Ⅲ．事業運営部門

介護保険事業・障害福祉サービス事業の大きな柱のひとつである「訪問介護・居宅介護事業」について、時代の流れとともに、福祉サービスは、在宅から施設へとシフトしてきています。その安定運営は非常に困難な状況にあります。その中にあっても、栗原市社会福祉協議会としては、在宅で暮らすことを望む方へ、サービスの提供を進めてまいりました。さまざまな取組みを行い効率化して進めてまいりましたが、いよいよ事業規模を縮小し、令和６年度の廃止に向けて進める時となりました。その間、利用されている方々が、安心して生活できるように整えてまいります。

また、これまでも栗原市社会福祉協議会が運営する、介護保険事業・障害福祉サービス事業は、安定運営のための取組みを重ねてまいりました。しかし、新型コロナウィルス感染症の拡大のみならず、電気料金や光熱水費の高騰をはじめ、さまざまな物価が高騰する中で、栗原市社会福祉協議会としての努力だけではカバーしきれない状況になりつつあります。今後、事業所の統合廃止も視野に入れて、検討していかざるを得ない状況であります。

現在の状況を見極めつつ、可能な限りの努力と工夫をして取り組んでまいります。

１．介護保険事業

⑴　訪問介護事業所（ホームヘルパー）（午前７時から午後８時）
⑵　通所介護事業
・高清水デイサービスセンター（月～土曜日・定員２５人）【通常規模型】
・一迫デイサービスセンター（月～土曜日・定員１５人）【地域密着型】
・金成デイサービスセンター（月～土曜日・定員１８人）【地域密着型】
・花山デイサービスセンター（月～金曜日・定員１２人）【地域密着型】
⑶　居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）（月～金曜日）
・要介護・要支援認定調査（保険者委託事業）

２．障害福祉サービス事業

⑴　生活介護事業所 はげましホーム（月～金曜日・定員３０人）
⑵　共同生活援助事業所 ふきのとう（２４時間体制・定員７人）
⑶　居宅介護事業（障害者ホームヘルパー）（午前７時から午後８時）
⑷　相談支援事業（月～金曜日）
・障害者相談支援事業所
・障害児相談支援事業所

３．介護者支援・地域支援事業

・在宅介護功労者表彰

４．運営管理体制整備

・管理者会議

・サービス向上検討会議

・研修（専門職別研修・所内研修・外部研修）

Ⅳ．栗原市委託事業、指定管理事業

栗原市から受託する各業務・事業において、その目的・業務内容等契約に基づき、市及び関係機関と連携を密にし、適切な事業運営を図ってまいります。

１．高齢者生きがい活動支援通所業務（１０地区１１会場）

・社会的孤立感の解消と自立生活の助長を目的に事業実施

２．放課後児童クラブ運営業務　（１０地区１２クラブ）

・児童の健全育成と保護者の就労支援を目的に事業実施

３．生活支援体制整備事業第２層運営等業務（１０協議体）

・生活支援サービス（生活支援、介護予防）の充実を図っていくことを目的に事業実施

４．築館・志波姫地域包括支援センター

・地域住民を包括的に支援することを目的に事業実施

５．指定管理業務（７施設）

築館高齢者福祉センター、鶯沢老人福祉センター、
栗駒高齢者コミュニティセンター、栗駒老人憩いの家、志波姫老人憩いの家、
一迫高齢者生活福祉センター、花山高齢者生活福祉センター（通所部門）